

平成23年2月2日制定  
建防災第11-01号  
平成24年3月19日改正(い)  
建防災第11-06号  
平成25年3月29日改正(ろ)  
建防災第12-01号  
平成28年4月15日改正(は)  
建防災第16-01号

## 耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度要綱

一般財団法人 日本建築防災協会

### (表彰の目的)

第1条 本表彰は、耐震改修を実施した既存建築物のうち、特に耐震性、防災・安全性、意匠等に優れた建築物及び関係者（以下、「優秀建築」という。）と、耐震改修の促進及び耐震改修技術の発展等に顕著な貢献を行った者（以下、「貢献者」という。）を一般財団法人日本建築防災協会（以下、「本会」という。）が表彰し、広く公表することにより、わが国の既存建築物の耐震改修の促進に寄与し、健全な建築ストックの形成に寄与することを目的とする。

### (表彰対象)

第2条 優秀建築における表彰対象は、当該建築物及び当該建築物の耐震改修に主体的に係わった関係者（個人または団体）とする。

ただし、日本国外に所在する建築物は対象外とする。

2 貢献者における表彰対象は、わが国の耐震改修の促進及び耐震改修技術の発展等に顕著な貢献をした者（個人または団体）とする。

### (優秀建築表彰)

第3条 表彰は、優秀建築賞とする。

- 2 優秀建築賞は年度内5件程度とする。
- 3 表彰においては、賞状及び賞牌を授与する。
- 4 表彰は表彰式をもって行う。

### (貢献者表彰)

第4条 表彰は、貢献者賞とする。

- 2 貢献者賞は年度内1件程度とする。
- 3 表彰においては、賞状及び賞牌を授与する。
- 4 表彰は表彰式をもって行う。

### (国土交通大臣賞又は日本建築防災協会理事長賞の授与)(い)

第5条 第3条の優秀建築賞及び第4条の貢献者賞の受賞者で特に優れた者に、国土交通大臣賞又は日本建築防災協会理事長賞を授与することができる。

### (募集方法)

第6条 理事長は募集要領を定め、審査対象建築物等を募集する。

(応募者)

第7条 優秀建築表彰における応募は、当該建築物の関係者が行う。

2 貢献者表彰における応募は、本人または推薦者が行う。

(応募の申込)

第8条 所定の応募書類により申し込む。

2 応募に要する費用は応募者の負担とする。

(審査の手順)

第9条 審査は本会内に「表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置し、審査を行う。

(審査の基準)

第10条 優秀建築表彰においては、耐震性、防災・安全性に優れているか、意匠、機能性について考慮されているか、維持保全、地球環境等に配慮がされているか、地域における耐震改修の規範となることが期待できるか、などについて総合的に評価して審査する。

2 貢献者表彰においては、わが国の耐震改修の促進及び耐震改修技術の発展等に関する貢献度合、後継者の育成、普及啓発活動の実績等を総合的に審査する。

(審査結果の報告、通知及び公表)

第11条 表彰の審査が終了したときは、審査委員会は理事長に報告する。

2 審査結果は、理事長より応募者宛に通知する。

3 理事長は審査結果を広く公表する。

(審査委員会の構成)

第12条 審査委員会は、学識経験者、建築行政関係者並びに本会専務理事等をもって構成する。

2 委員数は5名以上10名以内とする。

(委員の委嘱及び任期)

第13条 委員長並びに委員は、理事長が委嘱するものとし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期期間中の委員交代に伴い委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の運営)

第14条 審査委員会は理事長が招集する。

2 審査委員会は、合議により審査結果を確定する。

3 委員または委員の所属する組織が関係する建築物等が審査対象となった時には、その委員はその審査に関与しない。

(その他)

第15条 この表彰要綱に特段の定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成23年3月10日より施行する。
- 2 削除
- 3 当面の間、優秀建築の表彰対象は、戸建て住宅を除くものとする。

附則（い）

- 1 この要綱は平成24年3月19日より改正施行する。（い）

附則（ろ）

- 1 当面の間、優秀建築は、当該年度4月1日時点において、耐震改修工事竣工後概ね15年以内のものを表彰対象とする。
- 2 この要綱は平成25年4月1日より施行する。（ろ）

附則（は）

- 1 この要綱は平成28年4月 日より改正施行する。（は）